

東京外国語大学副学部長に関する通則

平成23年12月14日
規則第50号

改正 平成30年11月21日 言語文化学部規則第2号 平成30年11月21日 国際社会学部規則第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京外国語大学言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部のそれぞれに設置する副学部長(以下「副学部長」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学部長は、学部長の命を受け、特定の事項について、学部長の職務を助ける。

(員数)

第3条 副学部長は、1名とする。

(選考の時期)

第4条 学部長は、次の各号の一に該当する場合に副学部長候補者の選考を行う。

- (1) 副学部長の任期が満了するとき。
- (2) 副学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学部長が欠員となったとき。

2 副学部長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の少なくとも1月前に、第2号及び第3号に該当する場合は、すみやかに行う。

(選考の方法)

第5条 学部長は、前条の選考を行うときは、教授会構成員の教授のうちから指名し、教授会の承認を得なければならない。

(任期)

第6条 副学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、学部長の在任期間を超えることはできない。

2 副学部長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学部長に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この通則公布後、最初に任命される副学部長は、この通則に基づき選考されたものとみなす。

附 則

- 1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、国際日本学部副学部長は、国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院副研究院長に関する規程第5条第2項の規定により選考された者をもって充てる。

- 3 この通則施行後、最初に任命される国際日本学部副学部長は、この通則に基づき選考されたものとみなす。